

令和5年6月15日

# お知らせ

課名	農産課
担当	仁科、木山
内線	3818、3819
直通	086-226-7422

## 肥料価格の高騰に苦しむ農業者へ支援を行います (肥料価格高騰分について最大8.5割の補填を行います)

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、前年度の肥料費からの高騰分を7割補填する「肥料価格高騰対策事業（国事業）」及びさらに国事業に上乘せして高騰分の1.5割を補填する「おかやまグリーン農業緊急推進事業（県事業）」により最大8.5割を補填する支援金の受付が6月1日から始まっています。

### 1 支援の対象となる農業者

県内在住の出荷・販売実績のある農業者

### 2 支援の対象となる肥料

令和4年6月～令和4年10月に注文・購入した肥料（秋肥）

令和4年11月～令和5年5月に注文・購入した肥料（春肥）

### 3 支援金の計算

支援金 = (当年の肥料費 -  $\frac{\text{当年の肥料費}}{\text{価格上昇率}(1.4)} \div \text{使用量低減率}(0.9)$ )  $\times 0.85$

※前年の肥料費は下線部の計算式により算出

※前年度から増加した肥料費のうち、最大8.5割（国7割+県1.5割）を支援します。

※当年の肥料費として「注文書及び領収書（又は請求書）」を提出する必要があります。

### 4 支援の要件

農業者は化学肥料低減に向けた取組を、国事業（7割補填）に申請する場合は2つ、さらに県事業（1.5割補填）にも申請する場合は3つを取組メニューの中から選んで、令和5年度中に実施する必要があります。

### 5 申請方法

農業者は肥料を購入した肥料販売店（取組実施者）へ申請する。各取組実施者は5戸以上の農業者を集めて県の事業主体である「岡山県燃油価格高騰緊急対策協議会（燃油協）」へ申請する。

### 6 申請等スケジュール

取組実施者から燃油協への申請受付期間は令和5年6月1日～令和5年7月31日。

農業者から取組実施者への受付期間は、取組実施者ごとに異なるため要確認。

農業者への支援金の交付は令和5年8月末～10月中を目途に順次行う予定です。

※交付スケジュールは今後の申請状況によって変更する可能性があります。

### 7 問い合わせ先

肥料価格高騰対策事務処理センター

電話 : 086-201-2602

営業時間 : 平日 9時～17時（土日・祝日は営業していません）

ホームページ : 岡山県肥料価格高騰対策事業のご案内

(<https://okayama-hiryuu.jp>)